

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の継続等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された地域（東京都の区域を除く）における国発注工事について、前金払の割合を請負金額の10分の5以内とすること（原則：請負金額の10分の4以内）、中間前金払の対象となる工事を請負金額300万円以上の工事とすること（原則：1,000万円以上かつ工期150日以上工事）を内容とする標記特例の継続等について、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。